ITKeeper おまかせドメインサービス 約款

第1章　総則

第 1 条（目　的）

1. 本契約は、乙が甲に提供するおまかせドメインサービス（以下、本サービスといいます）の全てに適用されるものとします。
2. 甲は、本サービスを甲自身においてのみ利用することができるものとします。
3. 甲および乙は、両者の合意に基づき公正な契約を締結し、信義に則り誠実に履行するものとします。

第 2 条（本規約の変更）

乙は、本規約を必要に応じて変更することがあります。本規約を変更した場合、乙は Web サイト（https://www.ricoh.co.jp/solutions/category/it/terms.html）に掲載するなど、乙所定の方法で乙に通知するものとします。本規約の変更は、当該通知の時点で効力が生じるものとし、それ以前の規約はその時点で効力を失うものとします。

第 3 条（用語の定義）

本規約（別紙を含む）において、以下の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　語	用 語 の 意 味
本サービス	ITKeeper シリーズ「おまかせドメインサービス」をいいます。
本サービス契約	甲乙間にて成立する本サービスに関する契約をいいます。
料金等	申込書に記載された本サービス毎にかかる料金および別途乙が定める本サービスの実施に要する費用等をいいます。
データ等	甲が保有する機器や本サービス上に記録された甲のデータ等をいいます。
ID 等	本サービスの実施に必要となるアカウント情報パスワードおよび契約IDをいいます。
資料等	本サービスの実施に必要な情報、ネットワーク状況および必要機器の設置状況が把握できる資料等を総称したものをいいます。
秘密情報	本サービス契約に関連して、それぞれ相手方に開示される資料等、および研究、技術、開発、製品、事業活動、ノウハウ等に関する情報を含む書面で開示された一切の情報、または、口頭で開示された情報であって開示後遅延なく秘密である旨を通知した情報をいいます。
ドメイン機関	各ドメイン毎の登録管理組織や登録事業者をいいます。

第2章　本サービス

第 4 条（本サービス）

1. 乙は、本サービスとして、ドメイン取得代行、ドメイン管理、ドメイン移管、DNS 設定代行、ドメイン名変更等のサービスの全部またはその一部を甲の選択に応じて提供するものとします。なお、ドメイン関連サービスの詳細については、別紙に規定するものとします。
2. 甲は、ドメイン機関が定める諸規則、指針、ポリシーその他の取り決めならびにドメイン名に関する紛争処理方針（以下、ドメイン機関の諸規則等を「諸規則等」といいます。）に従うものとします。なお、諸規則等は、ドメイン機関により随時変更される場合があることを甲は予め承諾するものとします。

第 5 条（本サービス契約の成立）

1. 甲は、本サービスの提供を希望する場合、本規約の内容をあらかじめ確認し、同意の上、申込書に必要事項を記入し乙に提出するものとします。尚、利用申込み後にキャンセルは出来ないものとします。
2. 乙が甲より必要事項を記載済の申込書を受領した時点で、甲乙間において本サービス契約が成立します。
3. 乙は、本サービス契約の成立から30日の間に次の事項に定める場合があると判断した場合には、甲に通知することにより直ちに本サービス契約を解除することができるものとします。
   （1）別紙に定める本サービスの利用申込み条件が満たされていない場合
   （2）甲が、利用申込みにかかる契約上の義務を怠った場合、またはそのおそれが明らかである場合
   （3）甲が、申込に際して虚偽の事実を報告した場合
   （4）甲が、料金等の支払いを怠るおそれがある場合
   （5）甲について、第 25 条に違反する事実が判明した場合、またはそのおそれが明らかである場合
   （6）その他、乙の業務の遂行上著しい支障があると乙が判断した場合

第 6 条（本サービスの提供期間）

1. 本サービスの提供期間はサービス開始日から、本契約が解約または解除される日までとします。
2. サービス開始日は申込書に記載の甲の設置希望日となります。但し、乙の責によらずサービス開始日が変更となる場合があることにつき、甲は予め了承するものとします。尚、変更が生じた場合のサービス開始日は乙が通知する開始案内に記載するものとします。

第 7 条（本サービス提供地域および言語）
本サービスの提供地域は、原則として日本国内とし、日本語にて提供されるものとします。なお、日本国外において本サービスを利用した場合について、乙は一切の責任を負わないものとします。

第 8 条（内容の確認）
甲は、本サービスの実施結果の全部または一部が終了した場合、速やかにその内容および本サービスの実施結果を確認し、本サービスの実施結果の不備を発見した場合は、直ちに乙に通知するものとします。なお、当該確認完了にかかる甲乙双方の書面による通知の授受は行わないものとします。

第 9 条（本サービスの追加・変更）
甲は、本サービスの追加および変更を希望する場合は、その旨を乙に通知し、別途乙が指定する手続に基づいてサービスの追加および変更の依頼を行うものとします。なお、追加および変更となる本サービスに関する契約については、第5条の規定が適用されるものとします。

第 10 条（甲による本サービス契約の解約）
1．甲は、本サービス契約の解約を希望する場合は、解約希望日の1ヶ月前までに乙にその旨を乙が指定する方法により通知することで、本サービス契約を解約できるものとします。尚、解約日は解約希望日の属する月の末日とします。
2．本条第1項の規定にかかわらず、本サービスの最低利用期間は 12 ヶ月間とし、サービス開始日の属する月の翌月1日から起算して 12 ヶ月を経過するまでは本サービス契約を解約できないものとします。

第 11 条（乙による本サービス契約の解除）
1．乙は、甲が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告なしにただちに本サービス契約の全部または一部を解除することができるものとします。
（1） 本規約に定める債務を履行せず、その他本規約に違反し、相当の期間を定めた催告にかかわらず、なお債務不履行その他の違反行為が是正されない場合
（2） 差押、仮差押、仮処分または競売の申立てがあった場合、もしくは公租公課を滞納し督促を受けた場合、あるいは滞納処分により財産の差押を受けた場合
（3） 振出、裏書もしくは引受けた手形または小切手が不渡りとなった場合、もしくは手形交換所より銀行取引停止処分を受けた場合
（4） 発生させた電子記録債権が支払不能となった場合、または電子記録債権取扱金融機関より取引停止処分を受けた場合
（5） 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始を申立てられた場合
（6） 定款違反、合併、総会の決議等による解散事由に該当した場合
（7） 資産・信用状態もしくは事業状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
（8） 監督行政庁により資格の取消、業務の停止等の行政処分を受けた場合
（9） 重大な背信行為があった場合
（10） 第 5 条第 3 項に該当する事由がある場合
（11） その他本サービス契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
2．甲は、前項第2号から第8号までのいずれかに該当した場合、ただちに乙に対してその旨を通知するものとします
3．甲は、本条第1項各号のいずれかに該当した場合、乙による契約解除の有無にかかわらず、本サービス契約に基づき甲に対して負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、ただちに弁済するものとします
4．乙は、第1項の規定に基づき本サービス契約を解除した場合であっても、甲に対して損害賠償を請求することができるものとします

第 12 条（本サービスの仕様変更）
1．乙は、営業上、技術上その他の理由により、本サービスの仕様の全部または一部を変更することができるものとし、内容を変更した場合は、ホームページ上または乙が適当と判断する方法にて公表するものとします。

第 13 条（本サービスの廃止）
1．乙は、乙の営業上、技術上その他の理由により、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
2．前項の規定により本サービスの全部または一部を廃止する場合、乙は、乙所定の方法によってサービスの廃止日の2ヶ月前までに甲に対してその旨を通知するものとします。
3．本サービスの一部を廃止した場合は、その限度で本サービス契約は終了し、全部を終了した場合は、本サービスの全てが終了するものとします。
4．乙は、本条に基づき本サービスを廃止した場合に甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第 14 条（本サービスの中止）
1．乙は、乙の責めに帰すべからざる事由により本サービスの全部または一部の提供を行うことができなくなった場合、本

サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
2. 乙は、本サービスの全部または一部を中止する場合、甲に対してその旨を通知するものとします。但し、緊急でやむを得ない場合は、乙は事前通知を行わず本サービスを中止することができるものとします。
3. 乙は、本条に基づき本サービスの提供を中止した場合に、甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第 15 条（本サービスの停止）
1. 乙は、甲が以下各号のいずれかに該当した場合、甲に対して事前に通知することなく、直ちに本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。
   （1） 本サービスの申込、およびその他の手続において乙に対して虚偽の事項を通知したことが判明した場合
   （2） 乙の問合せ窓口等へ正当な事由もなく長時間にわたり問合せを行う、または同様の問合せを繰り返し行うことにより乙の業務に支障をきたした場合
   （3） 乙に対して威嚇による嫌がらせ、恐喝または脅迫などに当たる行為を行った場合
   （4） 本規約に違反し、その程度が軽微でないと乙が判断した場合
   （5） 明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用した場合
   （6） その他乙が不適切であると判断する作為または不作為による行為を行った場合
   （7） 甲によるサービスの利用が本サービスの提供に支障を及ぼし、またはするおそれのある場合
2. 乙は、以下各号のいずれかに該当した場合、甲に対して事前に通知することによって、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、乙は事前通知を行わず本サービスを停止することができるものとします。
   （1） 本サービスの提供に必要な設備に対してメンテナンスまたは工事を実施する必要がある場合
   （2） 本サービスの提供に必要な設備に障害等が生じた場合
   （3） 乙が本サービスの運用の全部または一部を停止することが望ましいと判断した場合
3. 乙は、本条に基づく本サービスの提供停止により甲が被った損害について、何ら責任を負うものではありません。
4. 乙は、甲の管理する情報等が、本条第1項各号のいずれかに該当する場合は、甲に対し何らの通知なく、蓄積している情報を削除する場合があります。

第 3 章　料金等

第 16 条（料金等）
1. 甲は、料金等を、乙所定の支払い方法に従って乙に支払うものとします。
2. 料金等のうち月額料金が設定されている場合、甲は、月額料金を、サービス開始日の属する月の翌月から契約終了日の属する月まで毎月乙に支払うものとします。なお、第 10 条により、甲が本サービスの解除を申し出た場合、甲の当該月額料金の支払義務は、解除該当月まで発生するものとします。
3. 理由の如何を問わず本サービス契約が効力を失った場合といえども、乙は、甲より一旦支払われた料金等を甲に返金しないものとします。

第 17 条（消費税）
前条の本サービスの料金等にかかる消費税については、消費税法に基づき支払うものとします。尚、税率の変更があった場合は、当該変更の実施後に甲が乙に支払う対価より変更された消費税を適用するものとします。

第 18 条（支払遅滞）
甲は、本サービスの料金等の支払いを遅延した場合には、支払期日の翌日から完済の日まで支払うべき金額に対して年 14.6%の割合の遅延損害金を乙に支払うものとします。

第 4 章　一般条項

第 19 条（氏名等の変更）
甲は、その会社名、商号、または住所等本サービスの提供に必要となる情報に変更があったときは、速やかに乙の指定する方法によりその旨を乙に通知するものとします。

第 20 条 （データ等の責任）
1. 甲は、本サービスの実施にあたり、データ等について、自己の責任と費用負担において自ら修復可能なようにバックアップ等適切な処置を講ずるものとします。
2. 乙が、本サービスの実施にあたり甲のデータ等が、滅失、毀損、漏洩した場合といえども、その結果発生する直接あるいは間接の損害について乙は、いかなる責任も負わないものとします。

第 21 条（甲の協力）
1. 甲は、ID 等を第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとします。ID 等の管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により甲自身及びその他の者が損害を被った場合、乙は一

切の責任を負わないものとします。
2. 甲は、ID 等を漏洩、使用上の誤り、第三者による不正使用等により乙または第三者に損害が生じた場合には、これによって生じた一切の責任を負うものとします。
3. 甲は、乙の本サービスの実施にあたり、乙より要請があった資料等を速やかに提示するものとし、当該資料等に変更があった場合は、速やかに乙に通知するものとします。
4. 甲は、乙の本サービスの実施にあたり、甲の事業所内に立ち入る必要がある場合、甲は、乙の立ち入りを許可すると共に、本サービスの実施に必要となる適切な広さの作業場所を乙に提供するものとします。この場合、乙は、当該事業所の定める安全衛生基準等の諸規則を遵守するものとします。
5. 甲は、乙の本サービスの実施にあたり必要となる場合、甲の保有するコンピューター等の設備を提供するものとします。この場合、乙は、当該設備の使用規則を遵守するものとします。
6. 甲は、乙または関連会社等の従業員が本サービスの実施に必要であると判断した場合、乙による甲の機器の停止、または甲の事業所外への持ち出しを認めるものとします。
7. 甲は、本サービスの利用にあたり、予め利用責任者を定めるものとし、乙とのサービスの利用にかかる連絡、協議を行うものとともに、本条項に基づくサービスの利用適正化を図るものとします。

第 22 条（免責規定）

1. 以下各号については本サービスの適用外とし、乙は何らの責任も負わないものとします。
   （1） 本サービスで乙が提供する以外の甲の環境に障害が発生した場合の障害復旧
   （2） 甲の本サービスの利用環境におけるコンピュータウイルス感染、および外部からの不正アクセス等に起因する、または甲の使用するソフトウェア等に障害が発生した場合の障害復旧
   （3） データベース、プログラムおよびマクロ等の作成、追加および変更ならびにこれらに関わる支援
   （4） 天災地変、戦争・騒乱、ストライキ、行政行為、その他の不測の事故、もしくは甲の故意、過失または不適正な使用によって甲の環境に障害が発生した場合の障害復旧
   （5） 甲による設定変更および、甲の指示に基づく設定等に起因する障害復旧
   （6） 前各号の他、乙が定める本サービスの範囲外と判断する事項
2. 乙は、本サービスの提供により、甲の保有するデータの保管、ならびにセキュリティの安全性および完全性を保証するものではありません。
3. 乙は、資料等または甲の事業所等に関して、内容等の誤りまたは甲の提供遅延によって本サービスの実施遅滞、本サービス実施結果の瑕疵等が発生した場合、乙は何らの責任も負わないものとします。
4. 乙は、以下の事由により甲に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず何らの責任を負わないものとします。
   （1） 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
   （2） 甲設備の障害又は本サービスの利用に必要となるインターネット接続サービスの不具合等甲の接続環境の障害
   （3） インターネット接続サービスの性能に起因する損害
   （4） 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
   （5） 乙または乙の仕入先が定める手順・セキュリティ手段等を甲が遵守しないことに起因して発生した損害
   （6） ソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害
   （7） 甲のハードウェアに起因して発生した損害
   （8） 電気通信事業者の提供する電気通信役務の制約や不具合に起因して発生した損害
   （9） その他乙の責に帰すべからざる事由

第 23 条（第三者の権利侵害）

本サービスの実施に関し、甲と第三者との間に当該第三者の権利侵害に関する紛争が生じた場合には、乙は一切の責任を負わないものとします。

第 24 条（秘密保持）

1. 本約款において秘密情報とは、本サービスの提供に際して甲および乙が知り得る相手方の内部情報、技術情報、システム及びノウハウ等の情報をいい、秘密情報である旨の明示がなされているものをいいます。
2. 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に該当しません。
   （1） 情報を受領する前に、既に公知となっていた相手方の情報
   （2） 情報を受領する前に、自らが既に知っていた相手方の情報
   （3） 情報を受領した後に、自らの責めに帰すべからざる事由により公知となった相手方の情報
   （4） 第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
   （5） 相手方の秘密情報と無関係に独自に開発した情報
3. 甲および乙は善良なる管理者としての注意義務をもって秘密情報を厳重に保管・管理し、本サービスの提供に際して当該秘密情報を知る必要がある者に限り、その必要な範囲内でのみ、これを開示するものとします。
4. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得、かつ本契約と同等以上の秘密保持義務を課した場合以外には、秘密情報を第三者に開示しないものとします。

5. 甲及び乙は、事前に相手方から承諾を得た場合以外は、秘密情報を態様、形態の如何を問わず複製又は複写してはならないものとします。

第 25 条（反社会的勢力との関係排除等）

1. 甲および乙は、自己、自己の役員（名称の如何を問わず、経営および事業に支配力を有する者をいいます。）もしくは業務従事者または本サービス契約の媒介者が、次の各号の一つにも該当しないことを誓約します。
   （1） 反社会的勢力であること
   （2） 反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること
   （3） 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
   （4） 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
   （5） 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与していると認められる関係を有すること
   （6） 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲および乙は、本サービス契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、またはその活動を助長するおそれがないことを誓約します。
3. 甲および乙は、次の各号に該当する事項を行わないものとします。
   （1） 反社会的勢力を利用し、または反社会的勢力に対して資金、便宜の提供もしくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと
   （2） 自らもしくは業務従事者または第三者を利用して以下の行為を行うこと
      ① 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどすること
      ② 事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること
      ③ 相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること
      ④ 相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をすること
4. 甲または乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本サービス契約を解除することができるものとします。この場合、甲または乙は相手方に対して、その名目の如何を問わず、金員の支払その他経済的利益の提供の義務を負担しないものとします。

第 26 条（損害賠償責任）

1. 甲は、本サービス契約に関連し、乙の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、乙に対して、損害賠償を請求することができます。この場合、乙が甲に支払う損害賠償額は、当該損害の直接の原因となったサービスの料金等を限度とします。尚、月額料金が設定されている場合、提供月の月額料金を限度とします。
2. 甲が本サービス契約に違反する等甲の責に帰すべき事由により、乙に損害を与える事態となった場合、乙は、甲に対し損害賠償を請求できるものとします。

第 27 条（権利義務の譲渡等）

甲は、本サービス契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならないものとします。ただし、乙の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではありません。

第 28 条（準拠法）

本サービス契約の成立、効力、解釈および権利の得喪についての準拠法は、日本国法に準拠するものとします。

第 29 条（協　議）

甲および乙は、本サービス契約に定めのない事項または解釈上の疑義については必要に応じ協議して定めるものとします。

第 30 条（管轄裁判所）

甲は、本サービス契約に付随して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

以上

別紙1 本サービス提供内容

1. 本サービス

本サービスは、サービスメニューに応じて提供される以下の種類のサービスをいいます。なお、甲が選択したメニューに含まれないサービスは提供されません。

メニュー区分	サービスの種類
基本メニュー	1. ドメイン取得代行
	2. ドメイン移管
	3. ドメイン管理
	4. ヘルプデスク
オプションメニュー	5. DNS 設定代行
	6. 属性 JPドメイン名変更

【1. ドメイン取得代行】

（1） 乙は、ドメインの新規取得およびドメイン機関への登録申請を甲に代わって行います。
（2） 乙は、取得されたドメインを利用するために必要な DNS サーバーへの設定を行います。
（3） 乙は、甲が本サービスの利用開始に必要となる情報を乙の定める方法にて通知するものとします。
（4） 本サービスは甲が希望するドメインの取得を保証するものではありません。
（5） 登録申請の結果、ドメイン機関が甲の希望したドメインの登録を拒否した場合、ドメインは取得されないものとします。この場合、乙は甲に対し、別のドメインに変更するよう要請し、甲は別のドメインの取得申請を行うものとします。
（6） 乙は、甲が希望するドメインが以下各号のいずれかに該当した場合、ドメイン取得代行を拒否し、別のドメインに変更するよう、甲に要請します。
① 他人の使用する著名な商号や商標等をドメインとしている場合
② ドメイン紛争が発生する可能性高いと判断される場合
③ サイバースクワッティング（ドメインの不法占拠）に該当すると判断される場合

※ 取得可能なドメインの種類は≪対応ドメイン一覧≫をご確認ください。

【2. ドメイン移管】

（1） 乙は、移管元事業者において管理をしている、甲が保有するドメインの管理を乙に移管するために必要なドメイン機関への登録申請を甲に代わって行います。
（2） 乙は、取得されたドメインを利用するために必要な DNS サーバーへの設定を行います。
（3） 甲は、移管元事業者からドメイン移管に関する意思確認や手続きがあった場合、それに応じ、移管元事業者との間で必要な手続きを実施するものとします。
（4） 乙は、移管元事業者からのドメイン移管の承認に基づき、サービス開始日を決定するものとします。
（5） 乙は、甲が本サービスの利用開始に必要となる情報を乙の定める方法にて通知するものとします。
（6） 移管する対象ドメインが、以下各号のいずれかに該当した場合、当該ドメインを移管することができません。
① 他人の使用する著名な商号や商標等をドメインとしている場合
② ドメイン紛争が発生する可能性高いと判断される場合
③ サイバースクワッティング（ドメインの不法占拠）に該当すると判断される場合
④ 移管元事業者が当該ドメインの移管を拒否した場合
⑤ その他乙の責に帰すべからざる事由に該当した場合
（7） 移管する対象ドメインが gTLD であり、以下各号のいずれかに該当した場合、当該 gTLD を移管することができません。
① Authorization Code が不明な場合
② 新規登録日、または前回のドメイン移管（レジストラ変更）完了から 60 日が経過していない場合
③ 有効期限が 9 年以上残っている場合
④ ドメインについての紛争が継続中の場合
（8） 移管する対象ドメインが JPドメインであり、以下各号のいずれかに該当した場合、当該 JPドメインを移管することができません。
① 有効期限が満了している場合
② ドメインについての紛争が継続中の場合

※ 移管可能なドメインの種類は≪対応ドメイン一覧≫をご確認ください。

≪対応ドメイン一覧≫

ドメイン種別	取得・移管可能なドメイン

JPドメイン	属性 JPドメイン	ac.jp / co.jp / or.jp / ne.jp / gr.jp / ed.jp / go.jp /
	汎用 JPドメイン (都道府県型含む)	jp
		＜都道府県名＞.jp
gTLD		com / org / net / info / biz / tokyo / yokohama / nagoya

※ 日本語ラベルは非対応となります。

【3. ドメイン管理】

(1) 乙は、甲が所有するドメインについて、その所有の継続に必要なドメインの利用期間の管理、更新料金の支払い、その他必要な手続き等を甲に代わって行います。

(2) 乙は、甲がドメインを利用するために必要となる DNS サービスを提供します。

【4. ヘルプデスク】

(1) 乙は、ヘルプデスクサービスとして以下に規定する内容のサービスを提供するものとします。なお、本サービス以外の問い合わせや障害対応については本サービスに含まれず、乙は一切責任を負わないものとします。

① 本サービスの導入や設定、操作に関する問合せ応対

② 本サービスの日常管理作業等の運用に関する問合せ応対

(2) 前項各号に対する応対は、乙の合理的判断に基づきなされるものとし、当該応対に基づく結果については、乙の故意または重過失の場合を除き、乙は何ら責任を負うものではありません。また乙は、全ての内容に回答し、甲に生じた問題を全て解決することを保証するものではありません。

(3) ヘルプデスクサービスは、甲からの電話またはメールによる問い合わせを端緒として、必要に応じてリモート接続により提供されるものとします。

(4) 乙は、甲からの問合せに対し、リモート接続ができるものとします。ただし、以下各号の場合においては、リモート接続は実施されないものとします。

① リモート接続に対する甲の同意がない場合

② 甲がインターネット接続環境を有していない場合

③ 甲のインターネット接続環境が乙の定める要件を満たしていない場合

④ 甲のインターネット接続環境を提供するサービスプロバイダ等その他インターネット接続に介在する第三者側の事由により、甲が対象機器にリモート接続ができない場合

⑤ 前各号のほか乙がリモート接続を実施することができないと判断した場合

(5) 前項のリモート接続が実施された場合であっても、対象機器の操作は甲が行うものとし、乙による対象機器の操作は行われないものとします。また、前項のリモート接続の実施中、甲は、対象機器の画面を常時確認し、乙に必要な情報を提供するものとします。

(6) 甲は、乙がリモート接続を実施するにあたり、乙に対して個人情報または企業情報を開示する場合、甲の責任において当該個人情報または企業情報に対してデータの加工、変更または修正を行い、もしくはデータに対してマスキング等を実施し、乙が当該個人情報または企業情報を知得できないよう必要な措置を講じるものとします。なお、当該措置が講じられない場合、乙は、リモート接続の全部または一部の提供を行わないことができるものとします。

【5. DNS 設定代行】

(1) 乙は、甲からの依頼に基づき、乙が管理する甲のドメインに関して、乙が管理する DNS サーバーの各種設定変更を乙が定める範囲内で行います。

【6. 属性 JPドメイン名変更】

(1) 乙は、甲が所有する属性 JP ドメインについて、ドメイン名を変更するために必要なドメイン機関への各種申請を甲に代わって行います。

(2) 乙は、ドメイン名の変更が承認された場合、甲がドメインを利用するために必要となる DNS サーバーへの設定変更を行います。

2. サービスの提供時間帯

本サービスで提供される標準サービスの提供時間帯は下表のとおりとします。

	サービス提供時間帯
ヘルプデスク	月曜日～金曜日 8:30～18:00 ※ 祝日、年末年始および乙の指定日は除きます。

以上